

資料5

障害児等メディカルショートステイ運営事業について

神奈川県福祉子どもみらい局障害福祉課

Kanagawa Prefectural Government

1 事業の経緯①

重症心身障害児者の現状

- 県内の重症心身障害児者の数は**3,583人**（令和3年度末）
重症心身障害児者施設の入所定員は**約900人** ⇒ 差は**約2,700人**
⇒ 多くの重症心身障害児者が、在宅で家族等の介護に支えられて生活している

- 重症心身障害の認定を受けている医療的ケア児の数は**約65%**（令和元年度）
⇒ さらに多くの重症心身障害児者が在宅で生活している

1 事業の経緯②

医療型短期入所事業

○ 利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる**医療型短期入所**の存在

課題

- ・子どもは、子どもならではの支援が必要
 - ・高度な医療的ケアが必要なケースは、医療的ケアの個別性、困難度が高く、受入れの負担が大きい
 - ・障害福祉サービス報酬は診療報酬に及ばない
- ⇒ **ハードルが高く、開設が進んでいない**



短期入所の受け皿は政令市・中核市に比べて圧倒的に不足している

1 事業の経緯③

重症心身障害児者数と医療型短期入所事業所（宿泊あり）数

(令和4年3月31日現在)

	県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市
重症心身障害児者数	921	1,445	829	231	157
うち15歳未満	270	474	201	66	40
各所管域の事業所数	13	13	5	3	1
うち15歳未満受入可	5	7	3	3	1
各所管域のベッド数	(3)※	(83)	(26)	(5)	(2)
うち15歳未満受入可	(3)	(35)	(25)	(5)	(2)

※ 空床利用型の場合は定員がないことから、5事業所あるものの定員は3人

2 事業の目的

- 重症心身障害児者と保護者にとって短期入所は不可欠なサービス
- 県所管域における短期入所の受け皿が不足

メディカル
ショートステイ
(短期入院)

小児科主要医療機関の協力

- 重症心身障害児者の一時的な生活の場を確保
- 対象児者と保護者が地域で安心して生活することができる

3 事業の内容①

メディカルショートステイ

- 生活情報（身体の状態や日常生活の様子等）の事前登録を行った重症心身障害児者等が、保護者（介護者）又は家族の病気や冠婚葬祭などの事情により、在宅での療養が困難になった場合に、一時的に入院ができる制度。
- 既存の医療型短期入所を利用できない場合に、県が利用者からの申込を受けて、協力医療機関と受入調整を行う。（県は看護師等の医療職が対応予定）
- 協力いただく医療機関とは、あらかじめ委託契約を締結し、受け入れていただいた実績（受入延べ日数）に応じて受入費用をお支払いするとともに、受入がない期間も、事業に協力いただく事務費として1日あたり2,000円をお支払いする。

